

概要版

高砂市商業活性化基本計画

～まちが一体となって、新たな高砂の個性をうみだし、

可能性と魅力があふれるまちづくり～



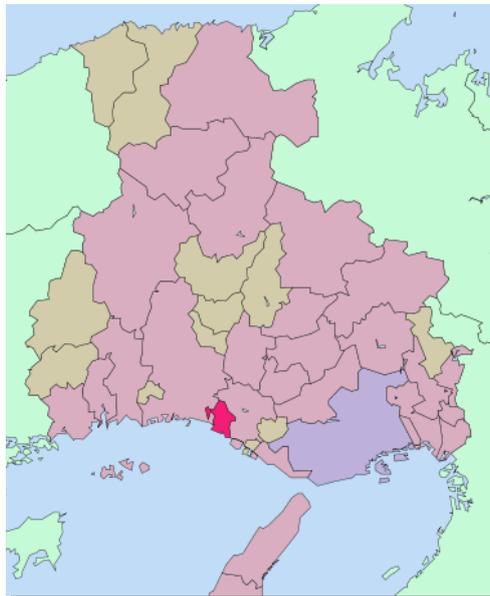
平成26年 3月

兵庫県高砂市

計画策定の趣旨

近年は、消費の多様化、経営者の高齢化及び後継者不足により小売店が減少し、大型店、チェーン店、フランチャイズ店等の出店が目立ちます。このような状況が組織の弱体化、商店街活動の停滞や従来型商店街における空き店舗の増加を招いています。商店街等にある小規模店の減少は、今後、高齢者などの買い物を困難にする危険性をもっており、商業の活性化は事業者だけでなく、市民にとっても大きな課題になると考えられます。

高砂市では、高砂市商業の活性化に関する条例（平成24年4月1日施行）に基づき高砂市商業活性化基本計画を策定することにより、商業活性化施策を総合的かつ計画的に推進し、事業者、住民、商業団体、関係団体、行政等がそれぞれの役割を担いながら、協働による商業の活性化を促進します。



基本理念

「高砂市商業の活性化に関する条例」より「商業の活性化は、事業者自らの創意工夫と自助努力により実現されることを基本とし、事業者、商店会、地域経済団体及び市が協働し、市民の理解と協力を得ながら行うものとする。」ことを基本理念とします。

基本指針

基本理念に基づき、基本指針を次のとおり定めます。

まちが一体となって、新たな高砂の個性をうみだし、

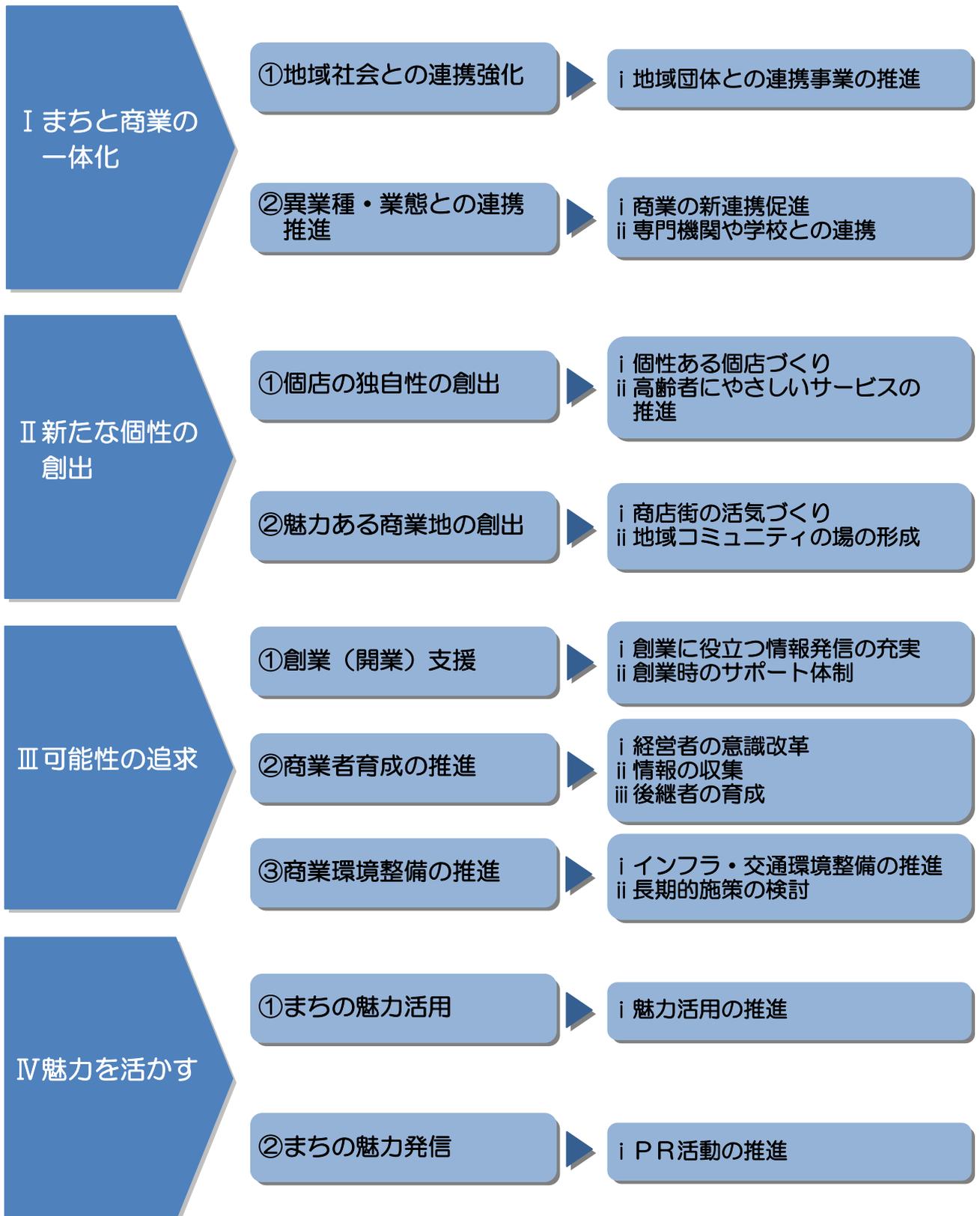
可能性と魅力があふれるまちづくり

計画の体系

基本目標

施策の方向

施策



I まちと商業の一体化

事業者、住民、関係団体及び行政等が一体となって同じ目標の実現のために連携し、協働する取り組みを進めます。

【施策の方向】

1 | 地域社会との連携強化

- i 地域団体との連携事業の推進
 - 地域が一体となるイベントの実施
 - 空き家・空き店舗対策事業の実施
 - 商店街と市民活動団体等との交流会の開催
 - 地域貢献活動の促進

2 | 異業種・業態の連携推進

- i 商業の新連携促進
 - 共同事業の実施
 - 地域課題解決の取り組み
 - 商業活性化調整会議の開催
- ii 専門機関や学校との連携
 - トライやる、インターシップ、アントレシップ等の受入事業の実施
 - イベント・発表の場の提供等の実施
 - 専門技術・情報を提供するシステムの構築

II 新たな個性の創出

既存の個性を活かしつつ、他にはない、新たな高砂の個性を創出する取り組みを進めます。

【施策の方向】

1 | 個店の独自性の創出

- i 個性ある個店づくり
 - 一店逸品運動の実施
 - 既存商品の掘起し
 - 高砂ブランド商品の開発事業の実施
- ii 高齢者にやさしいサービスの推進
 - 御用聞き・配達サービス
 - 移動販売
 - 送迎サービス

2 | 魅力ある商業地の創出

- i 商店街の活気づくり
 - イベントの開催
 - 商店街(商業地)ごとのコンセプトづくりの検討
 - 空き家・空き店舗を活用したイベントの開催
 - ポイントサービス等の実施
- ii 地域コミュニティの場の形成
 - 商店街(商業地)を福祉、文化、学習等の市民活動の場に活用
 - 空き店舗を活用した憩いの場づくり



貸しスペース「高砂や」



県民交流広場「高砂来民家」

Ⅲ 可能性の追求

創業（開業）したい事業者の挑戦を応援し、新たな事業展開がしやすい環境をつくる取組みを進めます。

【施策の方向】

1 | 創業（開業）支援

- i 創業に役立つ情報発信の充実
 - 創業に関する情報提供
 - 創業者向けセミナーの実施
 - 空き家・空き店舗バンク制度の構築
 - テナントミックス
- ii 創業時のサポート体制
 - 創業者向け支援制度創設の検討
 - 融資制度の斡旋、保証制度の活用
 - チャレンジショップ

2 | 商業者育成の推進

- i 経営者の意識改革
 - 経営改善等に関する講習会の実施
 - 経営相談の強化
 - 各種アドバイザーの活用
 - 融資制度の斡旋
- ii 情報の収集
 - 顧客ニーズの把握
 - アンケートの定期的な実施
 - 商店街の実態調査
- iii 後継者の育成
 - 各種研修会への参加
 - まちづくりワークショップ、勉強会等の開催

3 | 商業環境整備の推進

- i インフラ・交通環境整備の推進
 - 公共施設の整備
 - 共同施設の整備
 - 交通体系の整備
- ii 長期的施策の検討
 - 中心市街地・商業特区の設定の検討

Ⅳ 魅力を活かす

高砂の魅力を活かし、市内外の人が行きたくなる（買い物したくなる）商業集積地をつくる取組みを進めます。

【施策の方向】

1 | まちの魅力活用

- i 魅力活用の推進
 - スタンプラリーの実施
 - 高砂の魅力を活用したイベントの実施
 - 市内観光バスの実施
 - 婚活イベントの実施

2 | まちの魅力発信

- i PR活動の推進
 - 各店にPR用のぼり等の設置
 - マップ・情報誌等の作成・配布
 - 案内板・情報板の設置
 - ウェブサイトの活用
 - アンテナショップの活用



梅ヶ枝湯



赤ポスト



出汐館



十輪寺



三連蔵



高砂神社



高砂商工会議所



高砂公園

市内主要地区重点施策

銀座商店街周辺を中心とした高砂地区及びアスパ高砂を中心とした地域は、市内商業の活性化を進めるうえで、重要な役割を担っています。

主要地区が、今後も市内商業の活性化中心地域（商業集積地）として発展し続けることが、高砂市全域の商業環境に良い影響を与え、高砂市の商業活性化につながるため、地元住民、商業者（出店者）と協働し、次の施策を進めます。

銀座商店街周辺を中心とした高砂地区

高砂町の歴史的な街並みを生かすとともに交流の拠点となる商店街づくりを進めます。

アスパ高砂

高砂市の生活拠点、また情報発信の拠点としての機能性を発揮しつつ、文化と協調した新しい形態でのショッピングセンターづくりを進めます。



アスパ高砂



銀座商店街

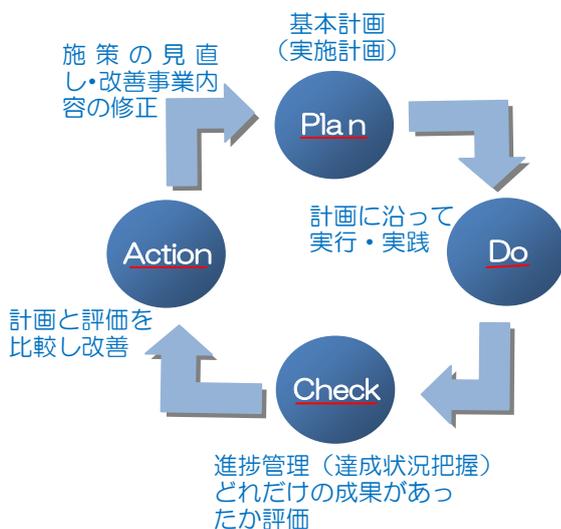
計画の推進

計画の推進体制・進行管理

基本計画の早期実現に向けて、合意形成、連絡調整と指導、助言を行うとともに、本市商業の活性化を図ることを目的に設置されている「高砂市商業活性化調整会議」を中心に計画を推進します。

また、施策事業の実施状況について、定期的に点検・評価・公表していきます。そのうえで、商業活性化に係る問題を巡る状況や社会的動向などを加味しながら施策の方向性などの見直しを行い、新たな課題等に対応していきます。

進行管理（PDCA）



進行管理の仕組み

実施主体による自己点検

施策の実施状況・進捗状況について、実施主体が自己点検し評価します。そのうえで施策の見直しや事業内容の修正を行います。

第三者（有識者など）などによる評価

基本計画に位置づけられた施策の実施状況・進捗状況について実施主体が行った点検結果をもとに第三者（有識者など）及び商業活性化調整会議による評価を受けます。

進捗状況の公表、周知

市の商業の活性化の状況、基本計画に位置づけられた施策の実施状況・進捗状況について取りまとめ随時公表します。

※実施主体…商業者、住民、商業団体、観光協会、行政

高砂市商業の活性化に関する条例

平成23年12月26日高砂市条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、商業の活性化が地域全体の発展に果たす役割の重要性に鑑み、商業の活性化に関する基本理念その他基本的な事項を定めることにより、市の商業に関わる全ての者が協働して商業の基盤の強化と健全な発展の促進を図り、もって市民生活の向上と良好な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において、小売業、サービス業等の商業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 大型店 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (3) 商店会 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合その他の小売業者等の団体のうち、市内において事業又は活動を行うものをいう。
- (4) 地域経済団体 市内をその区域とする商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所その他市の商業の発展を目的とする市内の団体をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人並びに市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 商業の活性化は、事業者自らの創意工夫と自助努力により実現されることを基本とし、事業者、商店会、地域経済団体及び市が協働し、市民の理解と協力を得ながら行うものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を果たすものとし、商店会、地域経済団体又は市が行う商業の活性化を図るための施策(以下「商業活性化施策」という。)に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、経営に関わる情報の収集及び他の事業者との交流を図るとともに、商店会、地域経済団体等に加入するよう努めるものとする。

(大型店を営む事業者の役割)

第5条 大型店を営む事業者は、前条に規定するもののほか、当該店舗に期待される社会的責任の重要性を認識して、地域社会に貢献するための活動を行うよう努めるものとする。

(商店会の役割)

第6条 商店会は、市民の需要に基づき、会員が相互に連携して商業の魅力の向上に努めるものとする。

2 商店会は、それぞれの立地の特性に基づき、コミュニティの核としての社会的責任を認識して、安心かつ安全で豊かな地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

3 商店会は、事業者の加入の促進及びその組織基盤の強化を図るとともに、相互に連携するよう努めるものとする。

4 商店会は、商業活性化施策を自ら行うとともに、地域経済団体又は市が行う商業活性化施策に協力するよう努めるものとする。

(地域経済団体の役割)

第7条 地域経済団体は、それぞれの設立の目的に基づき、商業に関する調査研究並びに相談及び指導の実施、組織基盤の強化等を行うことにより、事業者及び商店会に対する支援を積極的に行うものとし、市その他の関係機関と連携して商業の活性化に努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、基本理念にのっとり、商業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、商業活性化施策の推進に当たっては、国、県、事業者、商店会、地域経済団体その他関係機関と連携するものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、商店会、地域経済団体又は市が行う商業活性化施策について理解し、及び協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第10条 市長は、商業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画等に即して、商業活性化施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、商業活性化施策の目標、方針、方策等について定めるものとする。

3 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ、事業者、商店会、地域経済団体及び市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 市長は、商業を取り巻く社会経済状況の変化又は新たな需要に対応するため、基本計画に検討を加え、変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

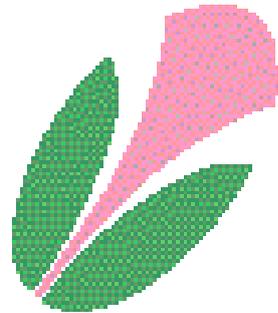
附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



市章の由来

高砂の「高」を最大限簡略にしたもので、円形であるのは平和を表し、中央に突出しているのは、伸びゆく高砂市の推進力を表しています。



ブライダル都市高砂

謡曲「高砂」や「尉と姥」とゆかりの深い高砂市では、昭和63年7月にブライダル都市宣言を行いました。この宣言は、ブライダルを単に結婚式という意味にとどめず「愛・長寿・和合・平和」をテーマに掲げ、健康で明るく生きがいのあるまちづくりの推進をうたっています。

お問い合わせは
高砂市 生活環境部 環境経済室 産業振興課（商工観光労働係）

住 所 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市役所本庁舎3F

電 話 079-443-9030 FAX 079-443-0009

高砂市ホームページ：<http://www.city.takasago.hyogo.jp>
お問い合わせメール：tact2930@city.takasago.hyogo.jp